

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月7日

【会社名】 河西工業株式会社

【英訳名】 KASAI KOGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀 浩 治

【本店の所在の場所】 神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地

【電話番号】 0467(75)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 半 谷 勝 二

【最寄りの連絡場所】 神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地

【電話番号】 0467(75)1125

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 半 谷 勝 二

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 255,214,418円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年11月7日に四半期報告書(第87期第2四半期(平成29年7月1日から平成29年9月30日))を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成29年10月25日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

(訂正前)

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第86期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)平成29年6月23日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第87期第1四半期(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)平成29年8月8日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書(第86期事業年度)提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成29年6月27日に関東財務局長に提出。

#### 4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書(第86期事業年度)提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を平成29年7月7日に関東財務局長に提出。

(訂正後)

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第86期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)平成29年6月23日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第87期第1四半期(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)平成29年8月8日関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第87期第2四半期(自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)平成29年11月7日関東財務局長に提出

#### 4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書(第86期事業年度)提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成29年6月27日に関東財務局長に提出。

#### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書(第86期事業年度)提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を平成29年7月7日に関東財務局長に提出。

## 第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類である有価証券報告書(第86期事業年度)及び第1四半期報告書(第87期事業年度)(以下あわせて「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年10月25日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

(訂正後)

参照書類である有価証券報告書(第86期事業年度)、第1四半期報告書(第87期事業年度)及び第2四半期報告書(第87期事業年度)(以下あわせて「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年11月7日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。